

研究不正に係る調査報告

1. 経緯・概要

元・本学教員執筆の論文等に関する不正行為の申し立ての情報提供が、日本学術振興会及び国際日本文化研究センターより聖学院大学に対し4回（2025年3月13日、4月8日、4月9日、5月15日）にわたりになされた。

これらの告発を受け、当該調査対象者がすでにいずれの研究機関にも所属していないこと、対象論文等が掲載あるいは出版された期間、当該調査対象者は複数の機関に所属していたことなどをふまえ、対象期間に所属をしていた3校（聖学院大学、金城学院大学、東洋英和女学院大学）の協力のもと本調査委員会を設置し、調査を行った。

本調査委員会による調査の結果、特定不正行為（捏造）を認定したので公表する。

2. 調査

2-1 調査体制

「聖学院大学 公正な研究活動の推進に関する内規」第24条に基づき、調査委員会を以下のとおり設置した。

調査委員会委員

委員長 八木 規子 聖学院大学 政治経済学部 教授・副学長（学内委員）

委員 菊地 順 聖学院大学 政治経済学部 特任教授・総合研究所所長（学内委員）

委員 佐藤 智美 東洋英和女学院大学 名誉教授（外部有識者）

委員 宗方比佐子 金城学院大学 名誉教授（外部有識者）

委員 渡邊 迅 名川・岡村法律事務所 弁護士（外部有識者）

2-2 調査内容

（1）調査期間

令和7年8月4日（月） ～ 令和8年4月30日（木）

（2）調査対象

1）調査対象論文

「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて ―研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書―」（平成18（2006）年8月）（以下、旧ガイドライン）対象6件

- ① 深井智朗「第2部 リベラル・ナショナリズム」『十九世紀のドイツ・プロテスタンティズム：ヴィルヘルム帝政期における神学の社会的機能についての研究』教文館、2009年8月、117-297頁
- ② 深井智朗「ニューヨークの亡命知識人パウル・ティリッヒと京都の神学者有賀鐵太郎：有賀鐵太郎所蔵のパウル・ティリッヒ著『社会主義的決断』（一九三三年）をめぐる」『日本研究』（45）、2012年3月、139-154頁、DOI:10.15055/00000463

- ③ 深井智朗「なぜ神学者ナウマンが『中欧』を書いたのか：神学的でも社会主義的でもないが、「ドイツ・ルター派的」な政策」『思想』(1056)、岩波書店、2012年4月、195-224頁
- ④ 深井智朗「ゼラ・クライスとワンダーフォーゲル：オイゲン・ディーデリヒス社とヴィルヘルム期の教会外のキリスト教」金城学院大学論集. 人文科学編』9(1)、2012年9月、64-85頁
- ⑤ 深井智朗「パウル・アルトハウスと保守革命」『金城学院大学論集. 人文科学編』10(1)、2013年9月、57-71頁
- ⑦ 深井智朗「第1部 ヴィルヘルム帝政期のルター派リベラリズムとその他の宗教的勢力」『十九世紀のドイツ・プロテスタンティズム：ヴィルヘルム帝政期における神学の社会的機能についての研究』教文館、2009年8月、39-114頁

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26(2014)年8月)(以下、新ガイドライン)対象 1件

- ⑥ 深井智朗「ヴィルヘルム期ドイツの「コメニウス協会」とオイゲン・ディーデリヒス出版社——教育思想史的考察」『東洋英和女学院大学教職課程研究論集』8(2015年度版)、2016年12月、2-14頁

2) 調査対象者

深井智朗 (日本基督教団愛泉教会牧師)

(3) 調査方法・手順

調査対象となった7件の論文等に関連し、次の方法で調査を行った。

- ・ 告発内容の精査、告発者ヒアリング
- ・ 所蔵機関とされる機関の特定および当該機関に対するメール等による問い合わせ
- ・ 書籍による引用個所の確認
- ・ 調査対象者に対する質問状の送付およびヒアリング(弁明の機会の付与)
- ・ 科研費等の使途に関する記録の確認
- ・ 各校における在籍時の研究倫理・コンプライアンス研修の状況の確認

上記により得た回答及び調査結果について精査及び検討を実施。

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

- | | |
|------------------|----|
| 1) 特定不正行為 | 捏造 |
| 2) 特定不正行為以外の不正行為 | なし |

(2) 認定した論文等

告発され調査対象論文とした論文等7編について、いずれも特定不正行為「捏造」があると認定した。

(3) 不正行為に係る研究者

深井智朗（日本基督教団愛泉教会牧師）

(4) 不正行為の内容、結論と判断理由

調査対象論文①	引用箇所の確認ができない	17 件
	資料の所在が確認できない	1 件
調査対象論文②	資料の所在が確認できない	4 件
調査対象論文③	資料の所在が確認できない	5 件
	引用箇所の確認ができない	1 件
調査対象論文④	資料の所在が確認できない	2 件
調査対象論文⑤	資料の所在が確認できない	4 件
調査対象論文⑥	資料の所在が確認できない	3 件
調査対象論文⑦	引用箇所の確認ができない	7 件

※ここである「引用箇所」とは、著者が根拠となるデータを示しつつ記載した箇所のことを言う。

調査対象者は、7 件の調査対象論文等への疑義に対し、引用元ならびに根拠とされる資料の所在、またそれに代わる資料を示すなど、研究成果に対する疑義を払しょくするための証明をすることができなかった。

調査委員会は、根拠資料として示されている資料を所蔵するとされる機関への問い合わせを行ったが、該当する資料を確認できなかった。さらに、引用箇所について、引用元とされる書籍を取り寄せ該当箇所を確認したが、引用箇所を確認できなかった。また、調査委員会は調査対象者に対し、引用元とされる書籍を提示し引用箇所を示すよう求めたが、具体的な回答、資料の提示がされなかったほか、調査委員会でのヒアリングにおいても、調査対象者からは「弁明」といえるような発言はなく、質問等への回答は、「研究者として未熟であった」との発言に終始した。

これらのことから、引用とした箇所ないし根拠とした資料は存在しないとの結論に達した。存在の確認できない資料や所蔵館で使用しない資料番号が根拠として示されるなどの行為は「捏造」であるといえる。また、複数の、そして長期間にわたる執筆論文等においてこれらのことが散見されることから、一連の行為は、単なる注意義務違反ではなく、故意であったと断じるに至った。

4. 研究機関が行った措置

当該論文等 7 編について、調査対象者に対し「取り下げ」の勧告を行う。

また、調査対象論文等の出版元に対し、認定について通知を行った。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

調査対象者は多くの論文等を発表していたが、研究成果の発表においてその根拠となる資料を明らかにしておくことや正確に記述することへの意識が低く、データの保存や引用に対する研究者として当然の注意や、公正な研究に対する認識が欠如していたことが、今回の不正行為発生の要因といえる。

(2) 再発防止策

今回の不正が行われた時期は、旧ガイドライン時代のものがほとんどである。当時の研究倫理教育は、実施方法や啓発活動の頻度も現在の取り組みとは異なっている。

一方、研究者に対し継続的に警告を発し、研究倫理への意識をより一層高め、公正な研究活動を推進するという学内の研究環境・文化を醸成するために研究倫理教育は有効であり、再発防止の基本であると考ええる。

実際、新ガイドライン以降、各校では研究倫理教育の充実、徹底を進めており、調査対象者以外に不正行為の発生はない。また、今後も引き続き研究倫理教育ならびに啓発活動を進めていく予定である。

各校の主な取り組みは次の通り。

・金城学院大学の取り組み

研究倫理・コンプライアンス教育の実施、「人を対象とする研究の倫理に関する講演会」の開催、啓発記事の配信、内部監査、モニタリングなど。

・東洋英和女学院大学の取り組み

誠実で責任ある研究活動(RCR)の実践を重点においたオンデマンド方式による研究倫理教育の実施。

・聖学院大学の取り組み

オンラインによる集合研修、eAPRIN の受講など教員、職員・研究補助者、院生、学部学生とその立場に応じた研究倫理教育を実施。

また、再発防止策は次の通り（一部実施済）。

・金城学院大学の取り組み

個人研究費が配分される全研究者に対し、研究計画書及び研究報告書の提出を義務付け、学部長等が確認するなど、研究活動のチェック機能を整備。

・東洋英和女学院大学の取り組み

研究コンプライアンス推進委員会内に研究審査委員会を設置し、全学的に研究の事前審査を実施している。

・聖学院大学の取り組み

紀要掲載論文について引用箇所のコピーや資料の提供の協力を求め、校正時の確認をすすめる。また剽窃チェックツールの導入、認定研究公正アドバイザーを配置。

なお、調査対象者は今回２度目の不正認定となるが、当該論文等７編は、いずれも前回認定以前に執筆・発表されたものである。前回の不正認定後、各校では研究倫理教育の徹底を図っており、調査対象者だけでなく所属する全研究者に対する研究倫理教育・研修を継続的に実施している。また院生・学生に対しても研究倫理教育や啓発活動を実施し、研究不正を許さないという風土の醸成に努めていく予定である。

以上